

ぜひご活用ください！

地域づくり活動支援補助金

この補助金は、住民の皆さんが主体的に行う「地域づくり活動」を支援する制度です。これまで実施している地区の活動や行事にも活用できます。

生活環境

環境美化・防災・除雪
交通安全・空き家

地域行事

伝統行事

文化活動

学習活動

健康づくり

生きがい対策

子どもや高齢
者の見守り

情報発信

地域間交流

例えば…

- ・草刈機の刃や燃料、除草剤などの購入
- ・空き家の雑材飛散防止養生ネットの購入
- ・花壇等の肥料購入
- ・伝統行事やお祭りなどの備品購入※（おさいどの藁、のぼり旗など）及び衣装のクリーニング代
- ・敬老会やサロンの備品購入
- ・ごみステーションの修繕※（蝶番交換、ペンキ塗り、コンテナ更新など）
- ・除雪用具や除雪機の燃料の購入
- ・活動記録用の事務費（コピーインク代、印刷用紙代など）
- ・活動時のお茶や菓子代※

【補助金額】

基本額 1 地区あたり 4 万円 ＋ （地区世帯数×300 円）

※世帯数の上限は、令和 7 年度区長会名簿に記載された登録世帯数と
配布世帯数のどちらか少ない方となります。

※補助額は 100 円単位まで支給されます。（端数切り捨てなし）

【補助対象経費】

対象となる経費	対象とならない経費
講師謝金、旅費、消耗品費、材料費、燃料費、使用料、賃借料、通信運搬費、修繕費、備品購入費、食糧費（会議用弁当、酒類を除く飲料代、茶菓子代。） ※ただし、食糧費は補助金額の1/4以内 であること。	役員手当、水道光熱費等 公民館の維持管理運営に関する経費は対象外。

【ご注意ください】

●修繕費については、これまで地区の皆さんの協働作業で実施する場合のみ対象としていましたが、業者等に委託して修繕するような場合にも対象とします。

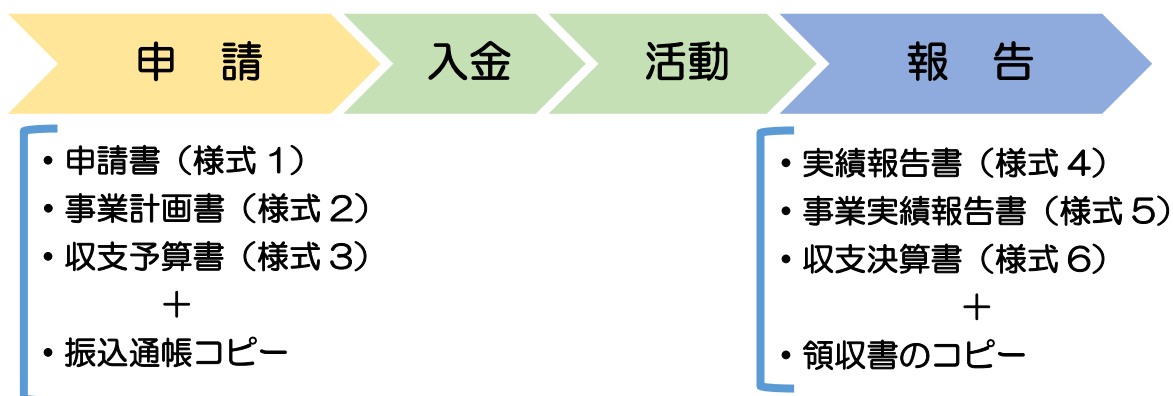
●宗教的な行為に対して公の補助金を出すことは禁止されています。そのため神事等に関する物品購入を想定されている場合など、判断に迷われることがあれば、あらかじめご相談ください。

特に注意！

●食糧費（お茶菓子等の購入）に利用できるのは、補助金額の1/4までです。
 ただし、最初から飲食を伴うイベントの食費は該当しません。
 （該当しない例：バーベキュー、宴会などの飲食代金）

●補助対象経費の支払いにクレジットカードを使用する場合や現金払いであってもポイント付与された支払いについては原則対象外とします。

【手続きの仕方】



お申し込み・お問い合わせは
 真室川町企画課 政策・DX推進係 ☎0233-62-2050（内線 227）